

社会福祉法人 法輪会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 法輪会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）及び、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬・費用弁償)

第2条 当法人の役員報酬及び費用弁償は、支給しないものとする。

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から施行する。